

土地区画整理法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（合格証明書）</p> <p>第六十二条の四 国土交通大臣は、土地区画整理士技術検定に合格した者の申請により、その申請者に対して、合格証明書を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>3 合格証明書の交付を受けた者は、その記載事項に変更を生じたときは、当該合格証明書の書換え交付を申請することができる。</p> <p>（手数料）</p> <p>第六十二条の六 略</p> <p>2 合格証明書の交付、再交付又は書換え交付を受けようとする者は、手数料として千九百円を納めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>（合格証明書）</p> <p>第六十二条の四 国土交通大臣は、土地区画整理士技術検定に合格した者に合格証明書を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>（手数料）</p> <p>第六十二条の六 略</p> <p>2 合格証明書の再交付を受けようとする者は、手数料として千九百円を納めなければならない。</p> <p>3 略</p>